

広島県告示第七百九十二号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から施行する。

平成二十二年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

99	糸布表面処理装置	〃	一、二〇〇円	を
99	糸布表面処理装置	〃	一、二〇〇円	
100	分光放射輝度計	〃	四〇〇円	
101	照明器具測光装置	〃	二、四〇〇円	
102	レーザー顕微鏡	〃	一、〇〇〇円	
103	熱・流体シミュレータ	〃	五〇〇円	
部工業技術センターの項中				
19	(四) 比表面積測定 測定	〃	三、一〇〇円	1 他の種別に掲げる測定以外の測定
19	(四) 比表面積測定 光学試験	〃	二、八〇〇円	1 分光放射輝度計によるもの 2 測定箇所五箇所までにつき 1 他の種別に掲げる測定以外の測定
20	測定			に、
3	その他の写真 焼き増し	〃	三、二〇〇円	を
4	焼き増し	〃	一、〇〇〇円	
3	レーザー顕微鏡写真	〃	二、五〇〇円	
4	その他の写真	〃	三、二〇〇円	
5	焼き増し	〃	一、〇〇〇円	に改める。